

新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金のお知らせ

県では、新型コロナウイルスワクチンの接種後に、副反応と思われる症状により休業することになった方に、助成金を支給します。

以下の4項目全てに該当する方が対象です

- (1) 山梨県内で令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた方
- (2) 労働者、又は個人事業主

☞ 事業所から賃金を得て働いている方や自営業者の方（アルバイト・パートの方も対象）

- (3) 新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応(※)と思われる症状により休業した方

※ ワクチン接種後にみられる、注射した部分の痛みや、だるさ、頭痛、発熱、筋肉・関節の痛みなど

- (4) 休業期間中、給与や手当、休業に対する公的な補償などを受け取っていない方

☞ 給与、事業所得、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法に基づく傷病手当金、その他給与又は事業所得の補てんに当たる公的な給付金等が得られない方

助成額は休業した日、1日につき4,000円です

休業した日とは

お仕事の予定があったが、副反応と思われる症状で休んだ日で、給与、手当等の支給がない日

☞ 定休日、年次有給休暇、特別有給休暇、休業手当や傷病手当金等の対象日などは助成対象外

助成対象日

新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた日の翌日及び翌々日のうち休業した日とします。

☞ ただし、副反応と思われる症状が発生したことにより、接種を受けた日に予定されていた勤務を休業した場合は、接種を受けた日及び翌日のうち休業した日とします。

助成対象となる休業日	接種を受けた日	翌日	翌々日
	—	休業	休業
	接種後に予定されていた勤務を休業	休業	—

助成額

1回の接種で最大2日間が対象で、最大8,000円を支給します。

(1回目と2回目の接種両方で副反応と思われる症状が発生し休業した場合、最大16,000円を支給します。)

💡 1回目、2回目の接種終了後にそれぞれ申請しても、2回目の接種終了後にまとめて申請してもどちらでも結構です。どちらも申請方法は同じです。申請方法の詳細は裏面をご覧ください。

申請期限 令和4年3月31日(木)

できるだけ、2回目接種後の休業終了後、1ヵ月以内に申請してください。

詳しくは県ホームページをご覧ください

山梨労政 副反応助成

検索




問い合わせ先

山梨県新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金事務局

電話番号: 055-268-6667 (平日 10時~18時)

① 申請方法

郵送	やまなしくらしねっと
<p>②の必要書類を「山梨県新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金事務局」あてに郵送してください。</p> <p><郵送先> 〒409-3851 山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1 「山梨県新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金事務局」あて</p>	<p>ホームページからやまなしくらしねっとを使って電子申請ができます。 ※ 添付書類もやまなしくらしねっと上で提出できます。 (郵送の必要はありません。)</p> <p>山梨労政 副反応助成 <input type="button" value="検索"/></p> <p>スマートフォンで申請する場合はこちら→</p> 

② 助成金申請に必要な書類

労働者の方(会社にお勤めの方、パート、アルバイト、家族従業者の方)

・交付申請書及び実績報告書(様式第1号)	ホームページから様式をダウンロード <input type="button" value="山梨労政 副反応助成"/> <input type="button" value="検索"/>
・誓約書(様式第2号)	※やまなしくらしねっとで申請する場合は、 様式第1号、様式第2号は不要です (様式第3号は必要です)
・就労証明書(様式第3号)	※様式は市町村役場、各地域県民センターでも 配布しています
・直近の給与明細のコピー	給与明細が無い場合、青色専従者給与に関する 届出書、源泉徴収票等でも可
・健康保険証のコピー	記号・番号をマスキングまたは黒塗りしたもの
・新型コロナウイルスワクチン予防接種済証のコピー	ワクチン接種後のシールが貼ってあるもの
・振込先の通帳等のコピー	「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、 「口座番号」、「口座名義人(フリガナ)」が わかるページのコピー

個人事業主の方(自営業の方)

・交付申請書及び実績報告書(様式第1号)	ホームページから様式をダウンロード <input type="button" value="山梨労政 副反応助成"/> <input type="button" value="検索"/>
・誓約書(様式第2号)	※やまなしくらしねっとで申請する場合は、 不要です
・就労申立書(様式第4号)	※様式は市町村役場、各地域県民センターでも 配布しています
・直近の確定申告書のコピー	開業して間もない等、確定申告の実績が無い場合 は開業届等でも可
・新型コロナウイルスワクチン予防接種済証のコピー	ワクチン接種後のシールが貼ってあるもの
・振込先の通帳等のコピー	「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、 「口座番号」、「口座名義人(フリガナ)」が わかるページのコピー

申請書類に不足や間違いがあると、訂正や再提出が必要となり、お支払いに時間がかかります。
不明な点は、申請前にお問い合わせください。